法改正による「共謀罪」の新設に反対する意見書

政府は、犯罪の計画（合意）段階で処罰する「共謀罪」の構成要件を改編し、277の罪について一括して共謀で処罰できるようにする組織的犯罪処罰法改正案（以下、「共謀罪法案」とする。）の本通常国会での成立を目指している。報道によれば、３月上旬にも法案を閣議決定し、国会に上程する方針とのことである。共謀罪の法案は、過去2003年から３度にわたり提出されているが、捜査機関による乱用や人権侵害への懸念による反対の高まりで、その都度廃案になっている。今回の共謀罪法案は、テロ対策を前面に出し、共謀罪の構成要件を絞り込んだものとされているが、本質は従前の共謀罪と変わるものではない。

以下、そもそも法改正を行って共謀罪を新設する必要性がないこと、仮に共謀罪が新設された場合、市民生活、社会全般に対してはかり知れない影響が及ぶことの大きく２点に分けて順次述べる。

まず、政府が共謀罪の新設が必要であるとする理由であるが、既に187の国と地域が締結している国際組織犯罪防止条約を日本が締結するためには不可欠、というものである。ひいては、テロ防止のための国際社会の要請に応えられず、また、東京オリンピック開催に向けたテロ対策の強化も図れないと説明されている。しかし、これは事実と大きく異なる。

第一に、同条約は、マフィアや暴力団などによる国際的な組織犯罪を防止するために各国の協力を促進することを目的とし、マネーロンダリングや司法妨害等についての対処を主たる内容とするものである。政府は、同条約の締結には、重大な犯罪について共謀罪を設けることが必要だとしているが、同条約は9.11同時多発テロの前年の2000年に採択されており、本来テロ対策とは無関係のものである。

第二に、国連は同条約締結のための立法ガイドを公表し、その中で、重大犯罪については未遂より前の段階で処罰できるようにすればよい、としている。

日本の刑法の原則は、法によって保護されている利益を侵害する行為が現に行われたこと（既遂）を犯罪とする。例外的に「未遂」を処罰、より例外として「予備」を処罰、さらに極めて重大な犯罪行為にのみ「共謀」を処罰（内乱陰謀罪、外患陰謀罪、私戦陰謀罪など）するものである。日本には既に内乱罪など23の陰謀・共謀罪、約50の予備・準備罪があり、立法ガイドにしたがってさらにいくつかの予備・準備罪を追加すれば条約締結に対応できると考えられる。

一方、共謀罪法案においては、共謀を犯罪として処罰する犯罪の数は、一気に277にも及ぶ見通しである。政府原案段階での676から比べれば半分以下に数を減らしているが、これまでの刑法のあり方からすれば、桁違いの範囲の拡大であり、法体系を大きく揺るがすことになる。しかも、国際組織犯罪防止条約は、そのような措置を要請しておらず、現に条約締結にあたり、国内法で共謀罪を新設したのは２国のみである。

第三に、日本はこれまでに国連が求めたマネーロンダリングや爆発物規制などにかかわる13のテロ関連条約を締結し、国内法での摘発を可能にしており、法制度面において国際社会の求めるテロ対策を既に行ってきている。

テロを引き起こす要因について付言すれば、先進国で起きているテロのほとんどは自国で生まれ育った若者らが社会に居場所を見つけられない結果、過激思想に共鳴して引き起こすホームグロウン型だと言われている。差別的風土を拭い去り、格差の拡大を防いでホームグロウン型のテロリストを生まない対策をとることが、長期的かつ真の意味でのテロ防止につながる。

第四に、政府は、共謀罪法案においては共謀罪の要件を絞りこんだとしているが、絞り込むほどに現行法の適用で処罰が可能になる。同法案における共謀罪の成立には計画の合意だけでなく、「準備行為」を要件にすると説明されている。しかし、準備行為は共謀を裏づける客観的な行為があればよいとされ、例えば自動現金支払機からお金を引き出すなどの日常の市民生活の行動も「テロの資金調達のため」とみなせば、準備行為の容疑として成立してしまう恐れがある。その歯止めとして、準備行為それ自体を社会にとって有害なものに限定すれば、そうした行為は銃刀法や爆発物取締罰則といった現行法で処罰され、共謀罪の新設は不要であるという結論に至る。

続いて、共謀罪法案が成立した場合に市民生活、社会に及ぼす影響であるが、まず、いかに対象犯罪を絞り込んだとしても、成立要件の曖昧さのゆえに、捜査機関による恣意的な運用が懸念される。政府は、同法案における共謀罪は過去に成立を目指した共謀罪とは別物であるとして、処罰対象をこれまでの「団体」から「組織的犯罪集団」に限定することを根拠に挙げている。しかし、組織的犯罪集団であるか否かは、あくまで警察の判断次第である。法務省が示した見解でも、重大な犯罪を目的に集まった集団でなくても、後に目的が犯罪を実行することにある団体に一変したと認められる場合は共謀罪の対象になるとしている。それを認めるのは警察である。

まだ起きていない犯罪を取り締まるためには、怪しい、危険だと警察が判断した組織、団体、個人を日常的に監視することになり、さらには共謀罪の摘発を名目とする監視や会話の通信傍受など極めて広範囲にわたって捜査権が乱用される恐れがある。国民に対する監視と管理の強化、プライバシー、内心の自由の侵害が強く危ぶまれる。市民に近い地方議会として、そのような状況は看過できない。

よって、鎌倉市議会は、組織的犯罪処罰法の改正による「共謀罪」の新設に反対する。

以上、地方地自法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年　　月　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　鎌　倉　市　議　会